

[記載例]

字 削除

字 加入

No.

農地法第5条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 八戸市農業委員会長

申請者	住 所	職 業	氏 名
譲受人	八戸市大字〇〇字〇 × 番地	農業	八戸 太郎
譲渡人	八戸市大字〇字〇 × × 番地	農業	南郷 二郎

下記によって転用のため農地 ~~(採草放牧地)~~ の権利を ~~設定~~ (移転) したいので農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1. 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名) 八戸市			地 目		面 積	利用 状況	10a 当 たり 普 通 収 穫 高	耕作者氏名	市街化調整 区域その 他の区 域の別
大 字	字	地 番	登記簿	現 況					
〇〇	△△	×-×	畑	畑	500 m ²	野菜	kg	南郷二郎	市街化調整区域
計			500 m ² (田	m ² ・畑	500 m ² ・採草放牧地	m ²)			

2. 転用計画

(1) 転用の目的	用 途	権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細									
	住宅建築	住宅を新築し、借家住まいを解消する。									
(2) 事業の操業 期間又は施 設の利用期 間	令 和 〇〇年〇〇月〇〇日から 永久 年間										
(3) 転用の時期 及び転用の 目的に係る 事業又は施 設の概要	工事計画	第1期 (着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)				第2期 (着工 年 月 日 から 年 月 日まで)			合 計		
		名称	棟数	建築 面積	所要面積	棟数	建築 面積	所要面積	棟数	建築 面積	所要面積
	土地造成			500 m ²			m ²			500 m ²	
	建築物	住宅・糧	2	130 m ²			m ²		2	130 m ²	
	小 計										
	工作物										
小 計											
計		2	130	500				2	130	500	

3. 契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定 移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・移転	許可次第	永久	売買

字 削除

字 加入

4. 資金調達についての計画（具体的に事業費及びその調達方法、金額を記載すること。）

自己資金〇〇〇万円、銀行借入〇〇〇万円

5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等への被害防除施設の概要

**汚水及び排水は合併浄化槽で浄化後、浸透柵で処理します。
また、周囲の農地に被害を及ぼさないよう十分注意します。**

6. その他参考となるべき事項

都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものである。

法第 29 条第 号該当 法第 43 条第 1 項第 号該当

都市計画法第 29 条の開発許可を要するものである。 法第 34 条第 号該当

記載注意

(1) 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。

(2) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

八 農 委 指 令 第 号

農地法第 5 条第 1 項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

令和 年 月 日

八戸市農業委員会 会長



許可の条件

1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2. 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

[教 示]

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、八戸市農業委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、八戸市農業委員会を被告として（会長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 意 事 項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。